
出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業

入 札 説 明 書

平成 29 年 10 月 13 日

出 雲 市

出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業 入札説明書

目 次

用語の定義.....	1
第1章 事業内容に関する事項	3
第2章 事業の概要.....	4
第3章 入札参加に関する条件等	8
第4章 事業者の選定	12
第5章 入札の手続等	15
第6章 提出書類.....	21
第7章 提出書類作成要領	23
第8章 その他.....	27
別紙1 事業スキーム（例）	28
別紙2 本事業において本市が事業者に支払う対価について	29
別紙3 入札書等の提出用封筒作成要領	33
別紙4 リスク分担表	34
別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	36
別紙6 モニタリング及び運營業務委託料の減額等	37

用語の定義

No	用語	定義
1	運營業務	本事業のうち、本施設の運営（運転、点検管理、補修・更新工事及び用役管理等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
2	運營業務委託契約	本市と運営事業者が締結する出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
3	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
4	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。
5	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本市と落札者が締結する出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
6	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業基本協定書（案）」をいう。
7	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
8	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業基本契約書（案）」をいう。
9	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
10	建設工事請負契約	本市と建設事業者が締結する出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
11	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
12	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
13	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
14	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
15	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
16	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。
17	処理対象物	市内から排出され、本市、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が本施設に直接搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
18	処理不適物	本市の定める市で収集・処理しないごみ、焼却処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
19	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
20	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
21	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
22	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。

No	用語	定義
23	入札説明書	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業入札説明書」をいう。
24	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
25	本市	出雲市をいう。
26	本事業	本市が実施する出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業をいう。
27	本施設	本事業において設計・施工され、運営される次期可燃ごみ処理施設（可燃ごみ、可燃性粗大、破碎残渣及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用して発電等を行うための施設）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
28	本実施方針	「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業実施方針」をいう。
29	要求水準書	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業要求水準書」をいう。
30	様式集	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業様式集」をいう。
31	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
32	落札者決定基準書	入札公告時に公表する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業落札者決定基準書」をいう。
33	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
34	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM（Value For Money）に関するガイドライン、契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。

第1章 事業内容に関する事項

「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業入札説明書」は、出雲市が実施する「出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下、「本入札」という。）への参加を希望する者に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

要求水準書

落札者決定基準書

様式集

基本協定書（案）

基本契約書（案）

建設工事請負契約書（案）

運營業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

第2章 事業の概要

1 事業名称

出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

出雲市長 長岡 秀人

4 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である次期可燃ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

次期可燃ごみ処理施設

(2) 建設予定地

ア 所在地 島根県出雲市古志町地内（古志採石場跡地）

イ 事業用地面積 約3.9ha

(3) 施設の概要

概 要	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
処理能力	200 t / 日（100 t / 24 h × 2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、破碎残渣

6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間 : 事業契約締結日から平成 54 年 3 月 31 日まで

設計・施工期間 : 事業契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日まで

運営期間 : 平成 34 年 4 月 1 日から平成 54 年 3 月 31 日まで

（運営準備期間 : 事業契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日まで）

7 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下、「運営事業者」という。）が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例については別紙 1 を参照すること）。

また、本市は、本施設を 40～50 年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は 40 年間以上の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2）の対象事業として実施する予定である。

8 事業範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して協力する。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

(1) 事業者が実施する業務範囲

ア 設計・施工業務

- (ア) 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (イ) 建設については、プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。
- (ウ) 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営業務

- (ア) 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大、破碎残渣等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、環境保全業務、余熱利用管理業務、最終処分（搬出管理）業務、情報管理業務及びその他業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された処理対象物については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。
- (ウ) 運営事業者は、本施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行うことにより、本施設内で有効利用する。運営事業者は、余剰電力を第三者に販売するものとするが、余剰電力に係る収入については、本市の帰属とする。ただし、発電状況に応じ、当該収入の一部をインセンティブフィーとして運営事業者に支払う。また、提案する売電量に達しない場合にはペナルティとして当該未達成売電量に係る売却収入の一部を運営業務に係る対価（運営業務委託料）から控除するものとする（詳細は別紙 2 を参照すること）。
- (エ) 運営事業者は、本施設の運転に伴い発生した焼却灰及び飛灰を施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、場内での積み込み作業までを行う。
- (オ) 運営事業者は、本施設にて発生した処理不適物を施設内に適切に貯留・保管した後、本市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は場内での積み込み作業まで行う。
- (カ) 建設事業者又は運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。
- (キ) 運営事業者は、本市が行う本施設の見学者対応に対し、本市の要請に応じて積極的な支援を行う。

(2) 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

本市は、本事業を実施するための用地を確保するとともに、粗造成までの造成工事を実施し、建設事業者に引き渡すものとする。

イ 環境影響評価の実施

本市は、本施設に係る環境影響評価を実施する。

（「環境影響評価書」は、平成 30 年 9 月末に公告予定である。）

ウ 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

エ 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

オ 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

カ 施設見学者への対応

本市は、本施設の行政視察及び予約された団体等の見学対応を行う。

キ 対価の支払い

本市は、出雲市会計規則（平成 17 年出雲市規則第 40 号）及び出雲市契約規則（平成 17 年出雲市規則第 41 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

ク 本事業に必要な手続き

本市は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続を行う。

ケ その他これらを実施する上で必要な業務

(3) 事業者の収入（本市からの支払分）

ア 設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

イ 運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）、インセンティブフィーの構成で、運営事業者を支払う。

物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

9 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

日 時	内 容
平成 29 年 10 月 13 日 (金)	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）及びその他これらに付属又は関連する書類）の公表
平成 29 年 10 月 13 日 (金) ～ 10 月 30 日 (月)	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
平成 29 年 10 月 25 日 (水) ～ 10 月 26 日 (木)	現地見学会
平成 29 年 11 月 13 日 (月)	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）の公表
平成 29 年 11 月 20 日 (月)	参加資格確認申請書類の受付
平成 29 年 12 月 8 日 (金)	参加資格確認結果の通知
平成 29 年 12 月 15 日 (金)	参加資格確認結果に関する説明要求の受付
平成 29 年 12 月 11 日 (月) ～ 12 月 15 日 (金)	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付
平成 30 年 1 月 15 日 (月) または 1 月 16 日 (火)	対面的対話の実施
平成 30 年 2 月 2 日 (金)	対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第 2 回）の公表（予定）
平成 30 年 3 月 16 日 (金)	入札提案書類の提出
平成 30 年 5 月 下旬	提案書に関するヒアリング、審査
平成 30 年 5 月 下旬	開札
平成 30 年 6 月 中旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
平成 30 年 7 月 月上旬	基本協定締結
平成 30 年 8 月 月上旬	事業仮契約締結
平成 30 年 9 月 下旬	事業契約締結

10 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下、「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下、「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下、「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・施工、運営の各業務を行う者として、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたるのが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。ただし、本施設の建築物の設計を行う者と施工を行う者が異なる場合には、設計を行う者が以下のアを、施工を行う者が以下のイ～オの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講

習を受けている者を専任で配置できること。

エ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 本施設の建築物と同種の建設工事（ごみ焼却施設の建設工事）の実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす1者（構成員とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,200点以上であること。

エ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・施工工事の実績を元請として有すること。

- ・平成19年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模200t/日以上かつ複数炉構成とする。）

(3) 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」）を担う者が、次の要件を全て満たすこと。

ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模200t/日以上かつ複数炉構成とする。）における1年間以上の運転管理業務実績を元請として有すること。

イ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低2年間配置できること。

(ア) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

(イ) 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模200t/日以上かつ複数炉構成とする。））における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(2) 本市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

(4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがな

- されている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く）。
 - (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
 - (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
 - (9) 国税又は地方税を滞納している者。
 - (10) 本市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

4 参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認める。
- (3) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50% を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50% を超えるものとする。
- (4) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 共同企業体の設立に関する要件

本事業の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の運営形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- (3) 共同企業体の代表者（以下、「代表者」という。）は、本事業において中心的な役割を担う本施設のプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 本市と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 32,832,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
 入札書比較価格 30,400,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
- (2) 留意事項
 - ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・施工業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
 - イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
 - ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。
 - エ 本入札においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定していない。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・施工段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、本市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準書による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「出雲市次期可燃ごみ処理施設事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者を選定する。選定委員会は、次の5名の委員で構成される。

[選定委員会の構成]

委員長	川本 克也	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授
委員（職務代理者）	伊藤 功	出雲市 副市長
委員	関 耕平	島根大学法文学部 准教授
委員	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
委員	森本 直知	出雲市環境審議会 会長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

本市は、選定委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、仮契約締結までに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 事業契約の締結

本市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営業務委託契約について、それぞれの仮契約を締結する。

なお、それぞれの仮契約は、事業契約について本市議会の議決を得た日をもって、本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、落札者の入札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(ア) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令。）を行ったとき。

(イ) 落札者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った独占禁止法第76条に規定する排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(ウ) 落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、落札者の入札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(ア) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下、「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 落札者の構成企業が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、本市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は選定委員会での総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初に本市が競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約締結日までに納付するものとする。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間の各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

本市は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 公表日

平成29年10月13日（金） 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり配布する。また、本市のホームページからもダウンロードすることができる。

(ア) 配布期間

平成29年10月13日（金）から平成29年10月30日（月）までの9時から17時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(イ) 配布場所及びホームページ

「第5章 1（13）事務局」を参照

(ウ) その他

入札説明書等を「第5章 1（13）事務局」にて配布する。配布対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、「第5章 1（13）事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

ア 開催期間

平成29年10月25日（水）～26日（木）

イ 場所

島根県出雲市古志町地内（古志採石場跡地）

ウ 参加申込方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、平成29年10月13日（金）から平成29年10月20日（金）12時までに、電子メールにより「第5章 1（13）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。なお、現地見学会への参加は、普通車2台以内とする。

本市は電子メールにより、見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、本市は、日程の調整を行うことがある。なお、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第5章 1（13）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows

版) とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：平成29年10月13日(金)から平成29年10月30日(月)17時まで

(イ) 第2回：平成29年12月11日(月)から平成29年12月15日(金)17時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1 (6) 参加資格確認結果の通知」の参加資格確認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。また、第2回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提出するものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する回答は、以下の日程に本市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等を行わない。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。また、第2回回答については、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等の回答を含むため、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

(ア) 第1回：平成29年11月13日(月)

(イ) 第2回：対面的対話議事録の公表日と同日

(5) 参加資格確認申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。参加資格確認申請書類は、正本1部、副本1部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付場所

「第5章 1 (13) 事務局」を参照

エ 提出期限

平成29年11月20日(月)17時までとする。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成29年12月8日(金)までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対して、平成29年12月15日(金)までに参加資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成29年12月22日(金)までに郵送にて書面により回答する。

(8) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本市と個別の入札参加者との間での対話を行う。

入札参加者は、平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 29 年 12 月 15 日（金）17 時まで「対面的対話への参加申込書」（様式第 11 号-1）に希望する日時などを記入し、「第 5 章 1（13）事務局」の申込み先に、電子メールで申し込むこと。

対話の日は下記に示す日時とし、入札参加者ごとの開催時間は 90 分程度とする。なお、申込みの状況によっては、本市は、日程の調整を行うことがある。

ア 対面的対話の時間及び場所

(ア) 日時

平成 30 年 1 月 15 日（月）または 1 月 16 日（火）

上記日程及び時間については、本市が調整のうえ入札参加者に別途通知する。

(イ) 場所

出雲市役所（予定）

イ 事前資料の提出

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（様式第 11 号-2）を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、電子メールにより提出すること。

ウ 実施方法

(ア) 対面的対話は、本市主催により実施する。実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。なお、選定委員会委員が、オブザーバーとして同席する予定である。

(イ) 事前提出を受けた様式第 11 号-2 及び補足資料に基づき、本市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

(エ) 対話の議事録は、対話終了後 2～3 週間程度の平成 30 年 2 月 2 日（金）を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本市ホームページに掲載する。

(9) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第 10 号）を提出すること。

(10) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第 6 章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 入札提案書類の提出について

(ア) 提出日

平成 30 年 3 月 16 日（金）必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送とする。

(ウ) 提出先

「第 5 章 1（13）事務局」を参照

(11) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時（予定）

平成 30 年 5 月下旬

（ヒアリングの順番は、入札提案書類の受付順とする。）

イ 受付場所（予定）

「第 5 章 1（13）事務局」を参照

ウ 当日配布書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は 1 入札参加者につき 90 分程度（入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定する。

オ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(12) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第 17 号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

平成 30 年 5 月下旬

イ 場所

出雲市役所

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。また、開札には、選定委員会委員（委員長等）が立ち会う。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第 17 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

(13) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担 当 課	：	出雲市 経済環境部 環境施設課 次期可燃ごみ施設整備室
住 所	：	〒693-8530 出雲市今市町 70 番地
T E L	：	0853-21-6886
F A X	：	0853-21-6597
電 子 メール	：	kankyoushisetsu@city.izumo.shimane.jp
ホームページ	：	http://www.city.izumo.shimane.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 委任状のない代理人のした入札
- ウ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- オ 入札書の事業名、事業場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- カ 入札書の事業名、事業場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- キ 同一人がした 2 通以上の入札書
- ク 入札価格参考資料を提出しない者が入札した入札書
- ケ 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格参考資料に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 14 号と様式第 14 号別紙 1～別紙 3 に記載の設計・施工業務に係る対価の金額及び運營業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）
- コ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した入札参加者の入札
- サ 参加資格確認申請書類及び入札提案書類等に虚偽の記載をした者が入札した入札書
- シ 入札参加者が協定して入札した入札書
- ス 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- セ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示、その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれを無償で使用するものとする。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(8) 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

免除する。

(10) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準書に従い入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成（必要により） (様式第5号)
- (4) 参加資格確認申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第7号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各12部 (正本1部、副本11部)
	施設計画図書	
	添付資料	
施設計画に係る提案概要		20部
提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ (CD-R)		3部

(1) 入札提案書類提出届等

- ア 入札提案書類提出届 (様式第12号)
- イ 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)

(2) 入札書

- ア 入札書 (様式第14号 (別紙1～別紙3を含む))

(3) 技術提案書

(様式第15号)

(4) 施設計画図書

- ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）
- イ 要求水準に対する設計仕様書
- ウ 設計計算書
 - (ア) 性能曲線図
 - (イ) 物質収支
 - (ウ) 熱収支（熱精算図）
 - (エ) 用役収支

- (オ) 燃焼計算書
 - (カ) 火格子燃焼率
 - (キ) 燃焼室熱負荷
 - (ク) ボイラ関係計算書（通過ガス温度）
 - (ケ) 煙突拡散計算書
 - (コ) 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
 - (サ) 電気設備等負荷容量計算書（設備負荷、蓄電池関係ほか）
- エ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】
- (ア) 全体配置図【A3 版横】
 - (イ) 動線計画図【A3 版横】
 - (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 版横】
 - (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 版横】
 - (オ) 主要機器組立図【A3 版横】
 - (カ) フローシート【A3 版横】
 - a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
 - b 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水
 - c 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
 - d ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
 - e 余熱利用
 - f 燃料
 - g 油圧及び圧縮空気
 - h 脱臭及び消臭
 - i 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
 - j 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
 - k 情報処理システム
 - (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3 版横】
 - (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 版横】
 - (ケ) 建築仕上げ表
 - (コ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 版横】
 - (サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
 - (シ) パース（鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚）【A3 版横】
- オ 工事関係
- 全体工事工程【A3 版横】
- (5) 添付資料 (様式第 16 号)
- その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運営業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。
- (6) 施設計画に係る提案概要
- 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。
- ・ パース図
 - ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・ 提案のコンセプト
 - ・ 施設計画の特徴

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 参加資格確認申請書（様式第 6 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして正本 1 部、副本 1 部を提出すること。

3 入札書

入札書の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 14 号）及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1～別紙 3）は、次の方法により封入すること（別紙 3 参照）。
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書（様式第 14 号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、グループ名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1～別紙 3）を入れ、封筒の表面に、事業名、グループ名、代表企業の商号又は名称等を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・施工業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 2 本事業において本市が事業者に支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 12 部提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下、「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。日付を記載する場合は、和暦と西暦を併記すること。（平成〇〇年（〇〇〇〇）〇〇月〇〇日）
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第 6 章 提出書類 3 入札提案書類（4）施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 12 部提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。
 - ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。
 - イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。

- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 12 部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 16 号（添付資料の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。なお、技術提案書と添付資料を合冊とすることも可とする。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする）。
- (6) 関心表明書を添付する場合は、添付資料に取りまとめて提出すること。関心表明書の書式は任意とするが、関心表明した企業名がわかる記述を避けること。ただし、正本 1 部については、関心表明先企業の企業名を明らかにすること。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 本市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版とし、バージョンは 2000 以後とする。）も提出すること。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとする。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A4 版・縦・横書き・1 枚（両面印刷で 2 ページ以内）とし、綴じずに 20 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために施設計画に係る提案概要を使用する必要があるため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
 - ・パース図
 - ・建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・提案のコンセプト
 - ・施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、本市は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、「別紙 4 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

- ア 本市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本市が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。
- イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。
- ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準書に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(5) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は本市とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、中国電力株式会社との契約とし、平成 29 年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。なお、制度変更に伴う電力料金等の取扱いについては、別紙 5 のとおりとする。

(6) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) 雇用への配慮

- ア 雇用については、市内人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- イ 下請人等を選定する際は、建設業法に規定する主たる営業所（本社、本店）を出雲市内に有する者（以下、「市内業者」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により市内業者に発注することが適当でない場合は、出雲市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務

不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(9) 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う（別紙6参照）。

第8章 その他

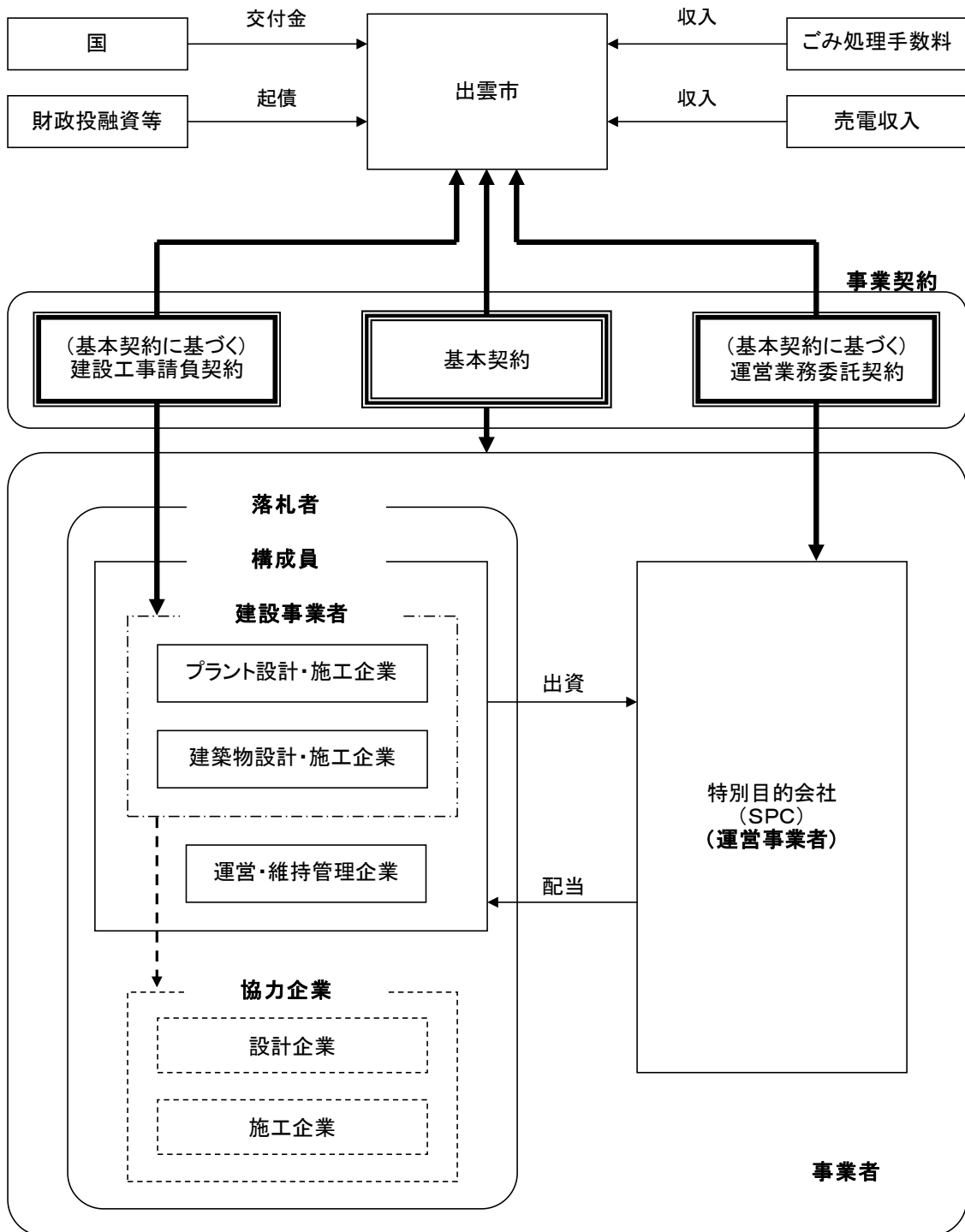
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、本市ホームページにおいて確認すること。また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

別紙1 事業スキーム (例)



別紙2 本事業において本市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・施工業務に係る対価		①設計・施工業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	本施設運営業務委託料	①運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務費用 ②その他費用	■設計・施工業務に係る対価 ■本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は、次のとおりである。

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{*1}
運営業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に関わる諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	■各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）]÷各年度の支払回数（12回/年）
	固定費 ii 運転管理費用 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	
運営業務委託料B	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{*2} × 提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値） ^{*3} × 提案単価（円/t）
売電量増加分の対価	インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{*4} ＝[実売電電力量－提案売電電力量（ごみ1t当たりの売電電力量（提案値）×各支払期の処理量（実績値）） ^{*5}] × 売電単価 ^{*6} × 50%

- ※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。
- ※2：「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。
- ※3：各年度処理量（計画値）は、要求水準書を参照すること。
- ※4：[実売電電力量－提案売電電力量] >0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上上回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分^{※7}）に当該年度における売電単価^{※6}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を当該超過が発生した年度の3月に係る運營業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。
 [実売電電力量－提案売電電力量]=0の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。
 [実売電電力量－提案売電電力量] <0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上下回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の未達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの不足分^{※7}）に当該年度における売電単価^{※6}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を、当該未達成が発生した年度の3月に係る運營業務委託料から控除して運營業務委託料を支払う。
- ※5：提案売電電力量とは、事業者より提案されたごみ1t当たりの売電電力量に当該年度の処理量（実績値）を乗じた値をいう。
- ※6：売電単価は、当該年度に本市が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする。
- ※7：実売電電力量の提案売電電力量からの超過分、実売電電力量の提案売電電力量からの不足分については、「実売電電力量－提案売電電力量」によって算出する。

3 対価の支払方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約による。

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運營業務に係る対価

運営に係る業務委託料の支払方法は、次のとおりである。

ア 支払回数

業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）	： 240回（20年間×年12回）
業務委託料B（変動費）	： 240回（20年間×年12回）
売電量増加分の対価	： 20回（20年間×年1回）（最大）

※ 運營業務委託料は平成34年度以降の支払となる。

イ 本市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する運營業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を市に提出し、本市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

ウ 業務委託料A（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額とする。

- エ 業務委託料B（変動費）の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。
- オ 売電量増加分の対価は、各年度の実売電力量が提案売電力量を上回った場合に支払う。具体的には、運営期間中、事業者は、実売電量について本市への報告・確認等を毎月行う。事業者は、各年度最終月についての報告に対する本市による確認の通知を受けた後、翌年度の4月末までに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該増加分の対価を支払う。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第26条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容及び合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営業務に係る対価

運営業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区分		改定の対象となる費用	指標
運営業務委託料A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／島根県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
運営業務委託料B	変動費 単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

(2) 改定の条件

運營業務委託料の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。改定された運營業務委託料は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定期間は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、平成33年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、平成33年9月末までに見直しを行い、平成34年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は平成29年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、平成34年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙3 入札書等の提出用封筒作成要領

1. 入札書等の提出用封筒

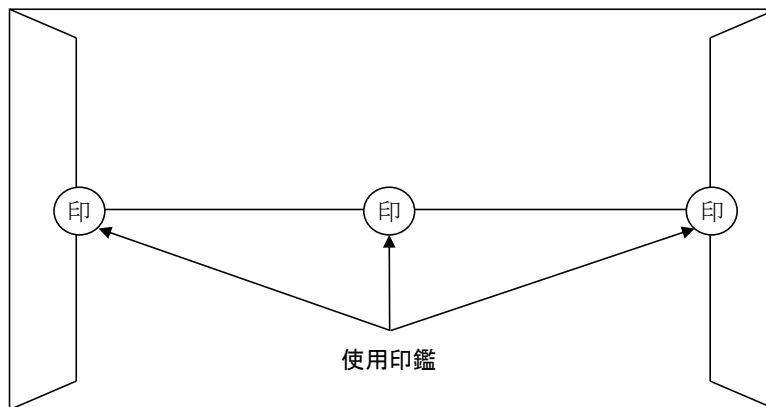
外封筒・中封筒：表

出雲市長 様

入札書 (事業名: ○○○○○○)

入札者 □□□□グループ
代表企業
○○○○株式会社
代表取締役 △△△△

外封筒：裏



	入札者欄の記載例	使用印鑑
①	株式会社○○○○ 代表取締役 △△△△	①代表者印 入札参加資格申請時に使用印として届け出た印鑑を使用してください。
②	株式会社○○○○ 代表取締役 △△△△ 代理人 ▲▲▲▲	②代理人の印 委任状に押印した代理人の印鑑を使用してください。
③	株式会社◇◇◇◇ □□支店 □□支店長 ▼▼▼▼	③支店長・営業所長等の印 入札参加資格審査申請時の委任状に受任者使用印鑑として届け出た印鑑を使用してください。
④	株式会社◇◇◇◇ □□支店 □□支店長 ▼▼▼▼ 代理人 ■■■■	④代理人の印 委任状に押印した代理人の印鑑を使用してください。

その他

- ・ 中封筒には、入札書（様式第 14 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。

別紙4 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ	○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。

別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、本市及び運営事業者の協議により決定する。

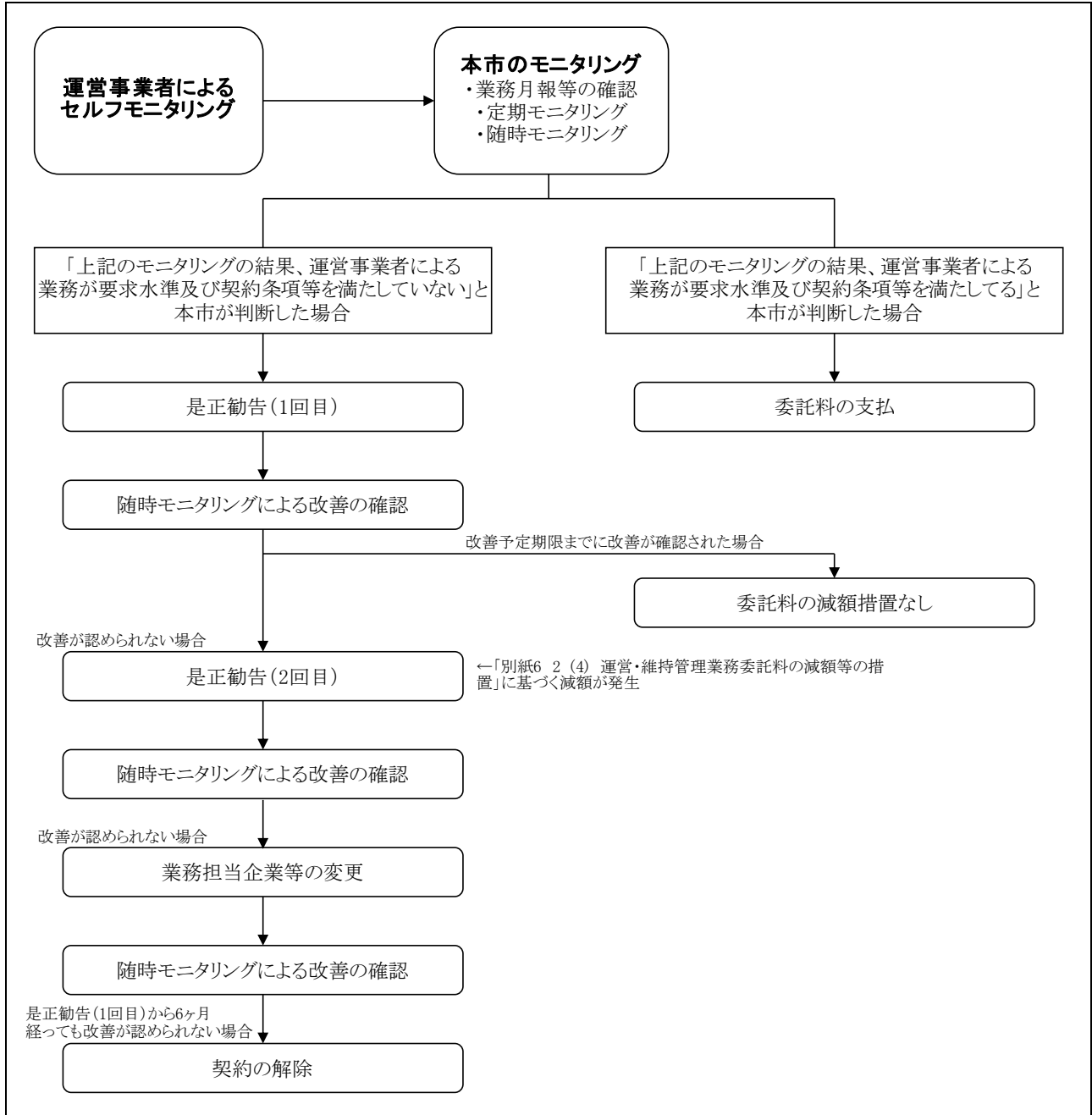
なお、提案時の不備等など事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。
また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方	
1	制度の変更 (例:再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度の変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。 なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
2	契約先の変更 (例:特定規模電気事業者への変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の減少は、本市と運営事業者で、その効果を折半する。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。 なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
3	物価変動に伴う変更	買電に係る契約	別紙2に基づいて対応する。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。 なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
4	上記1から3以外の変更	買電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。
		売電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。

別紙6 モニタリング及び運營業務委託料の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 | |

(2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本市からは是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則90日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運營業務委託料の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運營業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

3 運營業務に係る対価の返還

運營業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運營業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運營業務委託料を本市が事業者を支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。